議案第１０号

海老名市市税条例の一部改正について

海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年２月２４日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

地方税法の改正に伴う所要の改正を行うとともに、市民税、固定資産税等における災害等を理由とする減免について申請を省略させたいため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改める。

第１４条中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第２３条第１項中「及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第４号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第２８条第１項中「申請により」を削り、同条第２項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項第１号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第３５条第１項中「申請により」を削り、同条第２項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項第１号又は第３号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２８条及び第３５条の改正規定　令和８年４月１日

（２）　第１０条及び第１４条の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（３）　第２３条の改正規定　令和９年１月１日

（経過措置）

第２条　改正後の第１０条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。